

受理通知書

第 号  
年 月 日

様

双葉町長

年 月 日付けで届出書の提出のありました双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例第10条第1項の規定による届出については、これを受理し、 年 月 日より効力が生じたので、双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。